

令和6年3月29日

各位

日本繊維産業連盟
会長 日覺 昭廣



繊維産業流通構造改革推進協議会
会長 大澤 道雄



下請取引に関する法令遵守の徹底と「歩引き」取引廃止の要請について

謹啓

春光の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会（以下「両団体」という）は、共同で「繊維産業の適性取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定し適正取引の推進に取り組んでおりますが、3月19日付で公正取引委員会が婦人服等の小売事業者に対し下請代金の減額を禁止する下請法違反により勧告を行った事例を公表しました。

両団体ではこの事案を重く受け止め、改めて親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、公正な取引を実現することや、親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させ、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備に向けた取組みを強化させる必要性を再認識いたしました。

下請代金の減額については、例えば、下請代金について「歩引き」を行うことが、下請法において「下請代金の減額」に該当する違法な行為として禁止されていることを再三にわたり注意喚起してまいりました。さらに、公正取引委員会は「繊維製品に係る取引の適正化について」（平成13年9月28日）の中で、あらかじめ決められた代金の減額要請は、下請取引でなくても独占禁止法上問題が生じうるとしています。

両団体の会員団体及び会員企業におかれましては、①適正な取引の推進を通じたサプライチェーン全体の改善の必要性をご理解の上、会員企業や自社における下請取引に関する法令遵守の徹底、並びに、②「歩引き」取引廃止については、販売先への対応だけでなく、仕入先への要請も行うよう改めてお願いいたします。

謹白